受講料補助に関するＱ＆Ａ（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）

（問合せ先：０４４－２００－２６５２）

No	質問内容	回答
1	受講料が全額補助になるのはいつからか。	令和４年４月１日以降に研修を開始された場合、受講料の全額が補助対象となります。 令和４年３月３１日以前に研修を開始されている場合は、旧補助率での補助となります。
2	申請方法は電子申請のみか	電子申請に加えて、紙による申請も可能です。紙による申請の場合、区役所では申請の受付をしておりませんので、郵送にて申請してください。
3	インターネットの環境がなく申請書等をダウンロードできない場合はどうすればよいか。	申請先住所（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町 1 番地　川崎市健康福祉局高齢者事業推進課）まで、返信用封筒を切手貼付の上、申請書等の郵送依頼をしてください。
4	研修実施機関の指定はあるのか。	研修実施機関の指定はありませんので、恐れ入りますが、御自身でお探しください。 なお、神奈川県の HP において、神奈川県知事が指定している事業者の一覧が公開されておりますので、御参照ください。 ●初任者研修：http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3840/ ●実務者研修：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f533597/index.html
5	外国籍の職員でも申請できるのか。	要綱第３条に規定される補助対象者の要件をすべて満たしていれば、外国籍の方も申請は可能です。
6	川崎市外に在住している職員も申請できるのか。	要綱第３条に規定される補助対象者の要件をすべて満たしていれば、川崎市外に在住している方も申請は可能です。
7	補助対象は先着順なのか。	予算の範囲内で、先着で申請を受理いたします。なお、補助予定人数はあくまで目安なので、猶予があるかどうかについては、適宜、お問い合わせください。 また、提出書類等に不備や不足があった場合は、全て揃った時点で申請受理となりますので、余裕を持った御準備や御提出をお願いいたします。 なお、年度の途中でも補助対象人数が予算の範囲を超過した場合は、受付を終了することもあります。
8	これから研修を受講しようと思うのだがどういった人が補助対象になるのか。	受講料補助を申請するためには、以下の要件を全て満たす必要があります。（要綱第３条） ・研修終了日から１年以内の申請であること ・介護職として申請時点で、要綱に定められた川崎市内の介護保険サービス又は障害福祉サービ

受講料補助に関するＱ＆Ａ（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）
（問合せ先：０４４－２００－２６５２）

	これから研修を受講しようと思うのだがどういった人が補助対象になるのか。（続き）	ス事業を提供する事業者に３か月以上就業していること ※研修終了後３か月以上の就業を必要とするものではなく、補助金申請時点で３か月以上の就業期間を必要とするものです。 ・初任者研修の場合は、申請日の１年以内に就業を開始していること （例）令和４年５月１日に初任者研修受講料補助の申請をする場合、令和３年５月２日以降に就業を開始していること ・申請時において就業が継続しており、就業開始日を起算日として１年以上継続して就業する見込みがあること ・直接雇用されていること（常勤・非常勤の区分を問いませんが、派遣職員は対象となりません） ・他の機関による研修費用に係る補助を受けていないこと ・本市の初任者研修受講料補助若しくは実務者研修受講料補助を受けていないこと
10	申請をするにあたって、研修が終了してから３か月以上の勤務を行う必要があるのか。	要綱第３条に規定されている「研修終了後１年以内に申請であること」と、「川崎市内の介護保険サービス又は障害福祉サービス事業を提供する事業者に３か月以上勤務していること」の要件は別要件となります。 そのため、研修終了時に川崎市内の介護保険サービス又は障害福祉サービス事業を提供する事業者に３か月以上勤務していれば申請可能です。〃
11	就業証明書（第２号様式）はいつ発行してもらえばいいのか。	申請者の方が実際に就業されていることの証明となりますので、申請日の１か月以内の発行日のものを御提出ください。
12	「就業証明書」は、事業所指定の書式でも構わないか。	要綱において、「就業先が発行する、川崎市介護職員初任者／実務者研修受講・就労促進事業就業証明書（第２号様式）。」とあることから、第２号様式以外の書式は認められませんので、第２号様式をご使用ください。
13	「就業証明書」は、法人の理事長による証明でなければならないか。	法人の理事長又は勤務先の事業所長の証明である必要があります。
14	「就業証明書」に、押印は必要か。	「就業証明書」に、事業所長又は運営法人の代表者の押印は不要です。
15	「受講期間の確認ができる書類」とはどういったものか。	養成機関が発行しているカリキュラム表や受講証、出席表等、受講期間がわかるものであれば様式は問いません。

受講料補助に関するＱ＆Ａ（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）
（問合せ先：０４４－２００－２６５２）

16	「申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し」とはどういったものなのか。	①支払金額②申請者及び③支払先（＝養成機関）が確認できる書類で、主に次のようなものを想定しています。 ・養成機関が申請者に対して発行した領収書 ・銀行振込やコンビニ振込等における振込用紙の控え ・ネット決済等における決済画面 ※振込先が養成機関とは別の組織（運営法人や代金決済の委託業者等）の場合、振込先と養成機関の関係がわかる資料も併せて御提出ください。 （例）養成機関のＨＰや受講の案内等で受講料の支払いに関する案内が記載されている箇所等 ※領収書がない場合も養成機関に依頼すれば領収書が発行されることもありますので、必要に応じて養成機関にお問い合わせください。
17	請求書に押印する請求印について	紙の申請書（第１号様式）で御申請いただいた際に押印いただいている場合は、同じ印鑑を使用してください。 オンラインで御申請いただいた場合や紙の申請書で申請したが押印を省略した場合は、スタンプ印（いわゆるシャチハタ印）以外の印鑑で押印いただき御提出ください。 なお、紙の申請書（第１号様式）で御申請いただく場合もスタンプ印（いわゆるシャチハタ印）以外の印鑑を御使用ください。
18	研修費用を雇用事業者が立替払をしたが、その場合は事業者が補助金を受領できるのか。	本補助金は、要綱に定められる要件を満たした研修受講者個人に交付するものですので、事業者が受領することはできません。また、事業者が立替払をした場合、事業者が受講料を支払ったことを証する書類及び受講者本人が立替分の費用を事業者に支払ったことを証する書類を申請時に提出してください。 ※受講者本人が立替分の費用を事業者に支払った証拠となる書類は次のようなものを想定しています。 ・事業者が受講者本人に発行した領収書 ・受講者本人の給与から天引き等している場合、それが確認できる書類
19	受講料支払を分割払いで行っている場合、補助の対象となるか。	対象となりますが、申請時に支払いを終えた金額までが対象経費となります。また、支払終えたことを確認できる書類の写しを提出してください。

受講料補助に関するＱ＆Ａ（その他、御不明な点がありましたらお問い合わせください。）

（問合せ先：０４４－２００－２６５２）

	受講料支払を分割払いで行っている場合、補助の対象となるか。（続き）	（例）１００，０００円の受講料を５，０００円／回×２０か月の分割払いを行っており、支払１８か月目で研修了日から１年となるため、申請期限に合わせて申請した場合の補助金額は、５，０００円×１８か月＝９０，０００円となります。
20	住居型有料老人ホームに勤務している場合は、補助対象とならないのはなぜか。	要綱第３条（１）の要件に「介護職として、別表１に掲げる介護保険サービス事業又は別表２に掲げる障害福祉サービス事業等のいずれかを行う川崎市内の同一の事業所に、就業開始日（登録ヘルパー等にあっては実働開始日）を起算日として３か月以上継続して就業した者」とあります。 住居型有料老人ホームでは、介護保険サービスを提供していないことから、要件に該当する事業所に当てはまらないものと解するからです。なお、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護付き有料老人ホームに勤務及び従事されている場合は補助対象となります。
21	介護保険サービスの「訪問看護」を行っている訪問看護ステーションや病院に勤務しているが、補助対象となるか。	要綱第３条（１）の要件に「介護職として、別表１に掲げる介護保険サービス事業又は別表２に掲げる障害福祉サービス事業等のいずれかを行う川崎市内の同一の事業所に、就業開始日（登録ヘルパー等にあっては実働開始日）を起算日として３か月以上継続して就業した者」とあります。 「訪問看護」は介護保険サービスにもありますが、別表１に含まれる介護保険サービスに含まれていないことから、「訪問看護」のみを行っている事業所は要件に該当する事業所には当てはまらないものと解され、当該事業所に勤務される方は補助対象とはなりません。 なお、事業所として「訪問看護」以外に別表１に掲げられる介護保険サービスを行っており、介護職として勤務及び従事している場合は補助対象となります。病院に介護職として勤務されている場合も同様の考え方により補助対象となるかどうかを判断しています。
22	勤務先が行っている介護保険サービス又は障害福祉サービスを知りたい場合はどうすればよいのか。	勤務先の事務担当の方などの直接確認いただくか、「介護情報サービスかながわ」又は「障害福祉情報サービスかながわ」において、事業所検索をしていただくと登録されている事業所が提供している介護保険サービスを確認することが可能です。 ●介護情報サービスかながわ：https://kaigo.rakuraku.or.jp/ ●障害福祉情報サービスかながわ：https://shougai.rakuraku.or.jp/″